週休２日制適用工事試行要領に関するQ&A

Q1：現場閉所とはどのような状態ですか？

A1:パトロール等、現場管理上必要な作業を除き、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいいます。

Q2：本社等の現場外の事務室で、書類作成業務を実施した場合は現場閉所として扱えますか？

A2:現場事務所が閉鎖、現場作業が実施されていないのであれば、現場閉所日としてカウントしてください。

Q3：工事完成図書等の書類作成期間は現場閉所期間に含めますか？

A3:現場閉所率を算定する期間は現場着手から現場完成日までと考えます。この期間外の作業であれば、算定の対象としません。

Q4:降雨、降雪等により休工とした場合、現場閉所日としてカウントできますか？

A4:1 日を通じた休工であれば、現場閉所日として扱って問題ありません。

Q5:午前のみ休工、午後のみ休工とした場合、0.5 日現場閉所として扱われますか？

A5:原則１日単位で実施の確認を行いますので、午前、午後どちらか一方のみの現場作業を行った場合、現場閉所とは扱いません。

Q6:予定していた現場閉所日に作業をしたい場合はどうしたらよいですか？

A6:監督員に事前連絡をすれば可能です。振替休日を設定して ４ 週 ８ 休の達成に努めてください。

Q7:工期延長した場合、週休２日の達成についての判断はどうなりますか？

A7:工期延長した期間も含めて、現場閉所率で判断します。監督員と対象期間について協議してください。

Q8:週休２日の確保を理由に工期延長は認められますか？

A8:週休２日を想定した工程で工期を設定しているので、週休２日の確保を理由とした工期延長は認められません。

Q9:夜間作業が発生し、日付を跨いだ場合の取り扱いはどのようになりますか？

A9:着手した日を施工日としてください。

Q10:夏季休暇期間、年末年始休暇期間における現場閉所率はどのように算出しますか？

A10:夏季休暇（３日間）、年末年始（６日間）については、対象期間から除外して算出ください。この期間の前後に現場閉所した場合は、現場閉所日として扱います。

Q11:要領第２条（3）「巡回パトロールや保守点検、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか？

A11：災害が予想される場合の予防作業、災害発生時の対応作業、緊急時の安全パトロール、コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業などをいいます。

Q12:週休２日を達成できなかった場合、ペナルティーはありますか？

A12:工事成績評定点の減点はありません。

Q13:週休２日（４週８休）を達成できなかった場合、経費の補正の取り扱いはどうなりますか？

A13:4 週８休を達成できなくても、４週６休、４週７休については、要領４条に示している補正率を乗じ、設計変更を行います。